

意見書

平成19年2月23日
番 敦子

富田座長の平成19年2月9日付私案（以下「座長私案」という）に対する当職の意見は以下のとおりです。

ご検討いただきたくお願いいたします。

1 はじめに

民間団体への援助に関する検討会（以下「本検討会」という）が設置されたのは、基本法22条関係としての基本計画である民間団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施という施策に基づくものである。

当該基本計画は、座長私案が述べるとおり、「民間団体による支援の意義は大きく、公的な財政援助を充実させる必要性は高い」が、多くの団体は財政的に困窮していることから、民間団体への財政援助を充実させ、犯罪被害者等への支援の充実を図るという趣旨である。財政面での充実によって、現状9団体のみに限られている早期援助団体がさらに増えるよう、援助を検討することがその課題であると理解している。

早期援助団体すら十分な財政的基盤がなく、直接支援の展開にも不安のある現状は認識しているが、早期援助団体にのみ援助を手厚くするというのは、当該基本計画の趣旨を十分に生かすことにはならないと考える。犯罪被害者等はどこにすんでいても同じように支援を受けることができなければならない。全国の民間団体の活動が充実してこそ、犯罪被害者等の支援が充実すると考えられる。

2 被援助団体の運営費に関する考え方

座長私案は、民間団体は、「独立した組織として自主的に活動していること、行政改革の流れの中で公益法人への補助金等の見直しが行われていること等に鑑みると、団体の組織運営や活動に要する費用については、寄附勧誘活動を行うなどできる限り団体の自助努力により確保することが望ましい」と述べ、さらに、そのような認識を前提として、「民間団体に対する財政的援助については、事業費を中心に充実を図ることが適当である」と結論づける。しかし、果たしてそのような見解、結論が適当であろうか、大いに疑問を感じる。

多くの民間団体が最も困窮しているのは、運営費あるいは人件費等の不足で

あることはヒヤリング等で明らかとなっている。寄附、ボランティア活動等、民間団体は精一杯の自助努力を尽くしているが、それには限界がある。民間団体の自主性は重要であるが、援助＝自主性の破壊とは当然にはならないし、ましてや、補助金等の見直しという要請を、援助が充実していたとは言えない状況を変えて充実を図るための提言に盛り込み、限定的に結論づける根拠とすることは、本末転倒と言わざるを得ない。

3 援助の条件等について

座長私案が述べるような援助の実効性を確保するためのさまざまな条件（活動実績、財政運営等の透明性の確保、適正な会計処理等）は、厳格にすぎるとではないかと考える。あまりにも厳格な条件付けは、援助の対象となる団体を早期援助団体を中心としたほんのひとにぎりの団体に限定するという結果をもたらすこととなり、基本計画の趣旨を進めることとはならない。

もちろん、援助する以上は、会計処理の明確化等は必要であるが、例えば、援助を受け入れる機関あるいは機構が、国の大きな枠組みに沿った具体的な審査規定を作成し、これを審査することによって、一部の民間団体のみではなく、多くの民間団体がそれによって組織として充実するよう図ることが可能であろう。

4 援助対象となる事業について

現行の都道府県及び国の援助が、相談業務等の「委嘱」という形式を取っている以上、実質上の援助対象は事業であったが、民間団体による事業展開を困難としているのは運営費等の不足であることから、運営費等の充実を図らなければ、多くの民間団体にとって現状改善は望めない。現状の援助の形に上乗せするだけならば、何らの問題解決にもならないことは、本検討会での議論によって明らかである。運営費等が乏しいことから、相談業務などの拡充が図れず、ましてや「アウトリーチ活動」ができないというのが実態である。

民間団体への新しい援助の形を検討することが、本検討会に与えられた使命である以上、援助対象となる団体のある程度限定する必要があることは致し方ないが、その中において、多くの民間団体に対し、組織として充実を図り、相談業務等を充実させ、直接支援を実施することができるように、予め事業費に限定せずに、援助の対象、方法等を検討しなければならない。安易な現状依存は避けるべきである。

5 中間とりまとめについて

以上より、当職は、全国被害者支援ネットワークが提出した資料中、「補完

資料 1」の支援基金構想について、真剣に検討するべきであろうと考える。現状における都道府県間のばらつきや「委嘱」という形式によることについては、将来的にさらに援助を充実させるという観点からは、問題となって残る。

財政難ということならば、財源を広く集める方法を検討する必要がある。

なお、自由民主党が開催しているプロジェクト・チームでの議論においても、さまざまな財源を持つ基金構想が検討されていると聞いている。

現状上乘せという程度の結論の方向性であるならば、あえて検討会を設置する必要はなく、ヒヤリングの必要もなかったはずである。

基本法の趣旨、基本計画の趣旨に立ち戻り、制度設計の根幹の再検討を望む。

以 上